

飼育動物診療施設における 麻薬等の取扱い上の留意点について②

東京都 保健医療局 健康安全部
薬務課 麻薬対策担当

目次

こんなとき、どうしたら？

- 麻薬を廃棄したい
- 麻薬事故が発生した
- 飼育動物診療施設を法人化したい
- 麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

〈関連法令〉

- 麻薬及び向精神薬取締法（昭和28年法律第14号。以下「法」という。）

こんなとき、どうしたら？

麻薬を廃棄したい

麻薬事故が発生した

飼育動物診療施設を法人化したい

麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

不要な麻薬を廃棄したい

不要になった麻薬の手続例

- 期限切れ麻薬
- 汚染された麻薬
- 調製を間違えた麻薬



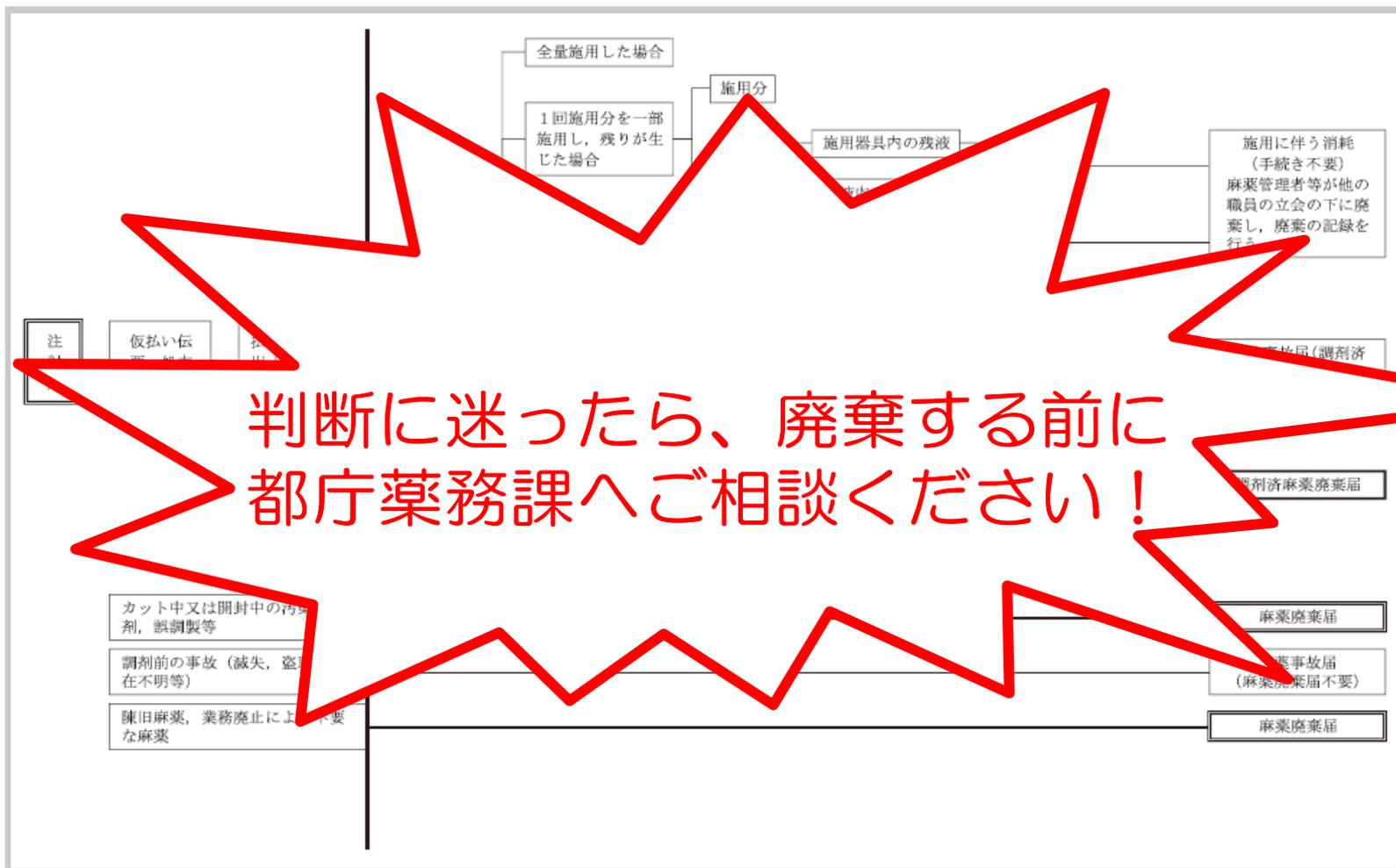
廃棄せずに、都庁薬務課へ
廃棄する麻薬、帳簿及び「**麻薬廃棄届**」を持参

- 施用残りの麻薬
(例) 1mL入りの麻薬注射液を、
0.6mL施用した残りの0.4mL

麻薬施用者（管理者）が他の職員の
立会いの下、回収できない方法で廃棄
※届出は不要
※帳簿の備考欄に廃棄数量をmL単位で記載

不要な麻薬を廃棄したい

図2 院内施用の注射剤の場合



廃棄に関する事例

麻薬金庫に保管していたモルヒネ塩酸塩注射液10mgが古くなったので、事前に届出することなく、アンプルをカットして注射液を下水に放流した。

事前の届出なく廃棄
(麻向法第29条違反)

- 古くなった麻薬は、「麻薬廃棄届」を届け出た後、都庁薬務課職員立会いの下、廃棄する。

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第29条】 麻薬廃棄届

- 麻薬を廃棄しようとする者（大麻を廃棄しようとする大麻草栽培者を除く。）は、廃棄する麻薬の品名及び数量並びに廃棄の方法について都道府県知事に届け出て、当該職員の立会いの下に行わなければならない。ただし、麻薬小売業者又は麻薬診療施設の開設者が、厚生労働省令で定めるところにより、麻薬処方箋により調剤された麻薬を廃棄する場合は、この限りでない。

こんなとき、どうしたら？

麻薬を廃棄したい

麻薬事故が発生した

飼育動物診療施設を法人化したい

麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

麻薬事故とは？

麻薬事故

(意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること)



滅失（破損、流出等）

（例）麻薬を床に落とし飛散させ回収不能



盗取



所在不明

（例）購入したはずの麻薬が見当たらない。



その他の事故

（例）誤調製した麻薬を患畜に服用させた。

麻薬事故後の手続

麻薬事故

(意図しない不測の事態により、存在していた麻薬がなくなること)

滅失（破損、流出等）

（例）麻薬を床に落とし飛散させ回収不能

盗取

所在不明

（例）購入したはずの麻薬が見当たらない。

その他の事故

（例）誤調整した麻薬を患畜に服用させた。

都庁薬務課へ速やかに
麻薬事故届を提出

警察署
に連絡

都庁薬務課職員が
立入検査

麻薬事故届

麻 薬 事 故 届

免許証の番号	第12-3456号	免許年月日	令和7年1月1日
免許の種類	麻薬施用者		
麻薬業務所	所在地	東京都新宿区西新宿二丁目8番1号	
	名称	丸都株式会社 丸都動物病院	
事故が生じた麻薬	品名	数 量	
	モルヒネ塩酸塩注射液10mg	1 A	
事故の発生状況 (事故発生年月日、場所、事故の種類)	令和7年2月1日午後2時ごろ、入院患者〇〇に施用するため、モルヒネ塩酸塩注射液10mg 1 Aを用意していたところ、動物看護師の〇中〇子が手をすべらせ、誤って床に落とし破損させた。 こぼれた0.5mLは、回収不能であったが、アンプル中に残っていた0.5 mLを回収し、回収液は病院職員〇木〇雄立会いにより適切に廃棄した。		
上記のとおり、事故が発生したので届け出ます。 令和7年2月5日 住 所 東京都千代田区丸の内二丁目3番4号 氏 名 薬 務 太 郎 東京都知事 殿			

事故届提出のために来庁される場合、必ずしも麻薬施用者や麻薬管理者である必要はありませんが、事故の概要を説明できる方に来庁をお願いいたします。

麻薬施用者（管理者）
個人の住所・氏名

- (注) 1 麻薬管理者のいる診療施設にあつては、麻薬管理者の住所、氏名、押印とする。
2 麻薬管理者のいない診療施設にあつては、麻薬施用者の住所、氏名、押印とする。

事故が発生したら？

ケタラール筋注用500mg/10mL 1Vを麻薬金庫から取り出す際、手を滑らせ落下、破損させてしまった。
バイアル内に残っていた2mLはシリンジで吸い取り、こぼれた8mLはガーゼで拭き取ったが、一部は床に染みこみ、全量を回収することはできなかった。



- バイアル製剤の破損事故。
- シリンジで吸い取った2mL、ガーゼで拭き取った8mLはともに事故届の対象となるため、事故の数量は「1V」。
- 速やかに「麻薬事故届」を提出。

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第35条第1項】 麻薬事故届

- 麻薬取扱者は、その所有し、又は管理する麻薬につき、滅失、盗取、所在不明その他の事故が生じたときは、速やかに当該麻薬の品名及び数量その他事故の状況を明らかにするため必要な事項を、麻薬輸入業者、麻薬輸出業者、麻薬製造業者、麻薬製剤業者、家庭麻薬製造業者又は麻薬元卸売業者にあつては厚生労働大臣に、麻薬卸売業者、麻薬小売業者、麻薬施用者、麻薬管理者又は麻薬研究者にあつては都道府県知事に届け出なければならない。

廃棄届？事故届？

フェンタニル注射液0.1mg 1 Aをアンプルをカットした際、アンプルヘッドが破損し、アンプル内に破片が混入してしまった
(注射液の流出はなかった)。



Q この場合、必要なのは廃棄届でしょうか？事故届でしょうか？

廃棄届？事故届？

フェンタニル注射液0.1mg 1 Aをアンプルをカットした際、アンプルヘッドが破損し、アンプル内に破片が混入してしまった
(注射液の流出はなかった)。



A 注射液の流出はなかった ⇒ 事故ではない

「**麻薬廃棄届**」を届け出た後、都庁薬務課職員立会いの下、廃棄する。

もし、そのままシンクへ放流してしまうと・・・



こんなとき、どうしたら？

麻薬を廃棄したい

麻薬事故が発生した

飼育動物診療施設を法人化したい

麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

必要な手続は？（法人化）

「●▲動物病院」は、獣医師 東京 太郎が個人で開設した施設だったが、東京株式会社による法人開設となった。所在地や名称は変わっていない。



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京太郎



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京株式会社
代表 東京太郎



Q この場合、麻薬の処理に必要な手続は？

必要な手続は？（法人化）

「●▲動物病院」は、獣医師 東京 太郎が個人で開設した施設だったが、東京株式会社による法人開設となった。所在地や名称は変わっていない。



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京太郎



名称：●▲動物病院
所在地：西新宿2-8-1
開設者：東京株式会社
代表 東京太郎

- 麻薬所有届を提出（廃止後15日以内）
開設者変更時点での麻薬の所有数を報告
- 麻薬譲渡届を提出※（譲渡後15日以内）
※麻薬を新しい動物病院に譲り渡す場合、
廃止後50日以内に新しい開設者へ麻薬を譲渡

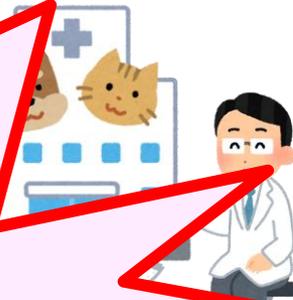
- 麻薬譲渡届の写しを保管

必要な手続は？（法人化）

「●▲動物病院」は、獣医師 東京 太郎が個人で開設した施設だったが、東京株式会社による法人開設となった。所在地や名称は変わっていない。



所在地
開設者



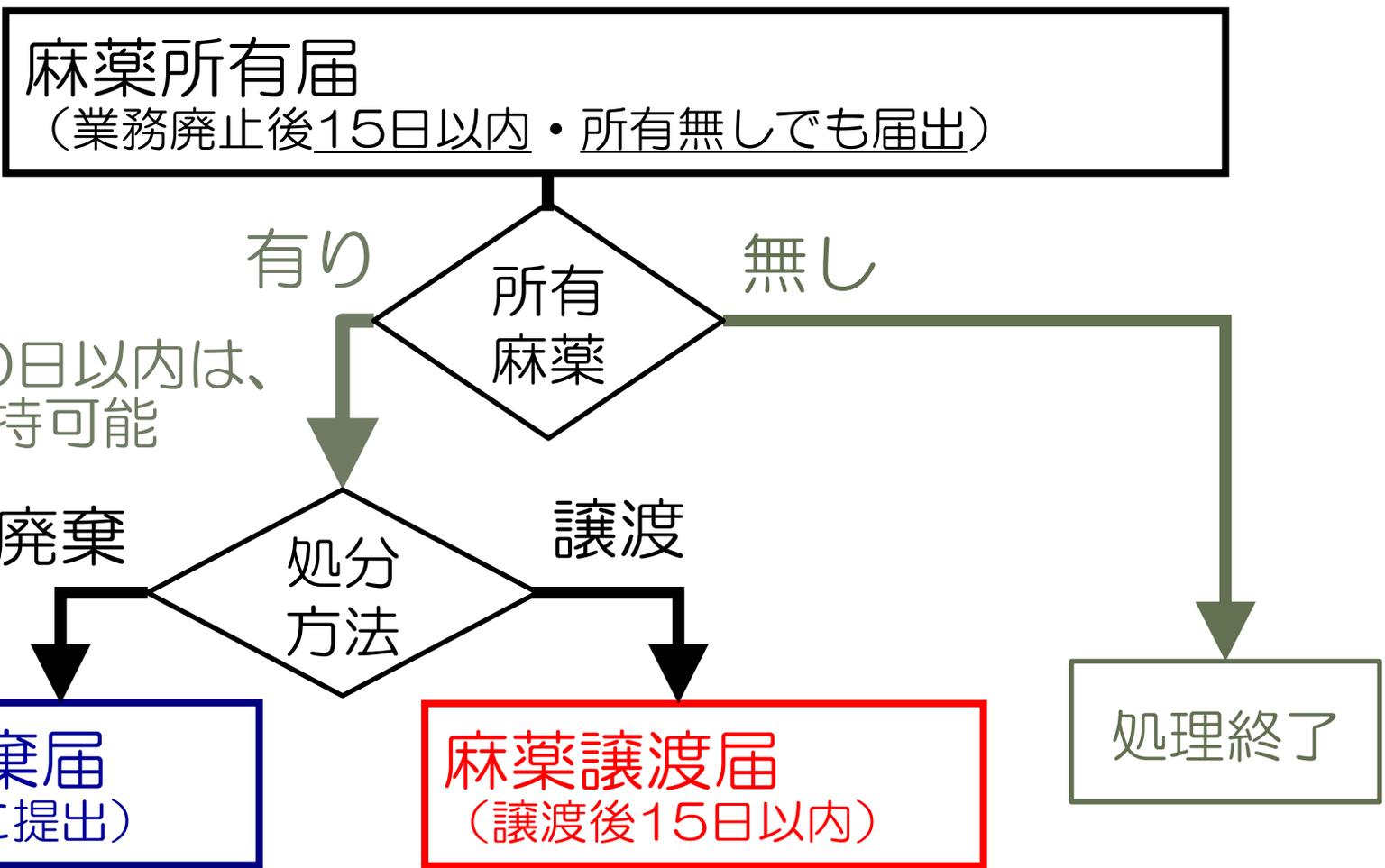
7-8-1
会社
東京太郎

**手続を忘れると
法違反※になります！！**
※法第36条第1項及び第3項

- 麻薬所有届を提出（廃止後15日以内）
開設者変更時点での麻薬の所有数を報告
- 麻薬譲渡届を提出※（譲渡後15日以内）
※麻薬を新しい動物病院に譲り渡す場合、
廃止後50日以内に新しい開設者へ麻薬を譲渡
- 麻薬譲渡届の写しを保管

業務廃止後 開設者変更後

の麻薬の処理



※ 薬務課職員^{の立会}廃棄

※ 譲渡先は麻薬免許を持つ、都内の薬局、飼育動物診療施設、診療所又は病院

こんなとき、どうしたら？

麻薬を廃棄したい

麻薬事故が発生した

飼育動物診療施設を法人化したい

麻薬施用者の届（年間届）の記載方法を知りたい

麻薬施用者の届（年間届） 記載例

麻薬廃棄届、麻薬事故届、帳簿訂正の数量は備考欄に記載。

品名	区分 単位	R6.10.1現在麻薬所有数量 ①	R6.10.1からR7.9.30までの譲受及び施用麻薬		R7.9.30現在麻薬所有数量 ⑤	備考 ④
			譲受麻薬数量 ②	施用又は施用のため交付した数量 ③		
モルヒネ塩酸塩注射液10mg	A	90	10	80	20	
デュロテップMTパッチ4.2mg	枚	150	600	687	61	2枚廃棄
ケタラール筋注用500mg	mL	7.0	20.0	24.5	2.0	帳簿訂正-0.5mL

Point !

①+②-③-④（備考欄のマイナス分）=⑤ でチェック！

麻薬施用者の届 記載上の注意事項

- 譲渡証、帳簿、実在庫数量を確認して作成し、一致を確認してください。
- 都庁へ提出前に**必ず**コピーを取って帳簿と一緒に保管してください。
- 記載方法は麻薬施用者の届裏面にもございます。
- 不明点は、都庁薬務課麻薬対策担当へご相談ください。
- 提出後、**誤りがあった場合は麻薬施用者の届 訂正願をご提出いただきます。**（手引P.60）

適用条文

◆麻薬及び向精神薬取締法◆

【第48条】 麻薬管理者の届出

- 麻薬管理者(麻薬管理者のいない施設にあっては麻薬施用者)は、毎年11月30日までに、次に掲げる事項を都道府県知事に届け出なければならない。
 - ① 前年の10月1日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量
 - ② 前年の10月1日からその年の9月30日までの間に当該麻薬診療施設の開設者が譲り受けた麻薬及び同期間内に当該麻薬診療施設で施用し、又は施用のため交付した麻薬の品名及び数量
 - ③ その年の9月30日に当該麻薬診療施設の開設者が所有した麻薬の品名及び数量

ホームページのご案内



「動物に麻薬を施用する獣医師等の方へ」

URL :

<https://www.hokeniryo.metro.tokyo.lg.jp/anzen/iyaku/sonota/toriatsukai/doubutsu>

東京都 麻薬取扱い 獣医師



で検索



【ホームページ掲載内容】

- 「獣医師が麻薬を取り扱うために」 URL :
(麻薬を取り扱う際に、特に注意していただきたい事項をA4両面1枚にまとめています。)
- 「麻薬取扱いの手引ー病院・診療所・飼育動物診療施設ー」のダウンロード
- 麻薬に関する各種申請、届出の様式のダウンロード
- ケタミンの取扱い (質疑応答)

など

- 迷ったらまずは手引の確認、それでも解決しない場合は都庁薬務課へご連絡ください。

《麻薬の管理等》 麻薬対策担当（03-5320-4505）

《申請・届出関係》 薬事免許担当（03-5320-4503）

今後も、麻薬、向精神薬、覚醒剤原料の適正管理を
よろしくお願いいたします。